

大切な命をヘルメットで守ろう！

～自転車乗車用ヘルメットに補助金～

令和5年4月1日より、道路交通法が改正され、自転車のヘルメット着用が努力義務となった。

自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故の被害を防止・軽減するために、自転車用ヘルメット購入費の一部を補助する。

■申請期間:令和7年9月8日～令和8年2月28日(先着順で申請件数1,000件に到達した時点で終了)

■補助金額:補助金額はヘルメット購入費(税込)とし、上限2,000円

■補助対象となるヘルメット

以下の1と2の両方を満たすもの

1.令和7年4月1日以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメット

未使用品含む中古品・フリーマーケット、個人間売買等で購入したものは対象外

2.「SGマーク」「JCFマーク」「CEマーク(EN1078)」「GSマーク」「CPSCマーク(1203)」など安全性の認証を受けたもの

保護帽(産業用ヘルメット)やバイク乗車用ヘルメットなど、自転車乗車用ヘルメット以外は対象外です。

安全基準を満たす規格マークの種類

SGマーク	JCFマーク	CEマーク	GSマーク	CPSCマーク
一般財団法人製品安全協会の安全認証	公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証	欧州連合の欧州委員会の安全認証	ドイツ製品安全法が定める安全認証	米国消費者製品安全委員会の安全認証
				

■補助対象者:補助金申請日時点で和泉市に住民登録がある人(全年齢)

<お問い合わせ先>

都市政策室交通担当 電話 0725-99-8145